

岩手県いじめ再調査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 8 号

岩手県いじめ再調査委員会条例の一部を改正する条例

岩手県いじめ再調査委員会条例（平成27年岩手県条例第63号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第 8 条 委員会の庶務は、 <u>総務部</u> において処理する。	(庶務) 第 8 条 委員会の庶務は、 <u>政策地域部</u> において処理する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。